

# 会 議 記 録

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 会議名称  |     | 第64回杉並区環境清掃審議会   |
| 日時    |     | 平成28年7月13日(水) 午後3時01分～午後5時09分  |
| 場所    |     | 杉並区役所第3・4委員会室  |
| 出席者   | 委員名 | 柳下委員、奥委員、竹内委員、中川委員、岩淵委員、植田委員、梅田委員、岡村委員、金野委員、鹿野委員、金子委員、渡辺委員、山崎委員、六車委員、松木委員、内藤委員<br><br><span style="float: right;">(16名)</span>   |
|       | 区側  | 副区長、環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、みどり公園課長、   |
| 傍聴者数  |     | 0名   |
| 配付資料等 | 事前  |  |
|       | 当日  | <p>席次表<br/>次第<br/>杉並区環境清掃審議会の所掌事項等の主なものについて<br/>大規模建築物等の報告について<br/>杉並区環境基本計画概要版<br/>区立施設への太陽光発電機器・蓄電池の導入について<br/>次世代自動車を活用したクリーンエネルギーの利用促進について<br/>「杉並区の清掃事業」<br/>平成27年度ごみ収集量及び資源回収量について<br/>杉並区みどりの基本計画概要版<br/>杉並区緑地保全方針概要版<br/>平成24年度杉並区みどりの実態調査概要版<br/>貴重木の追加指定の進捗状況について<br/>みどりのベルトづくり推進地区の取組について<br/>杉並区みどりの顕彰「みどりの創出部門」の実施について<br/><small>マスター</small><br/>分別達人への道～ごみへるへるプロジェクト～</p> |
| 会議次第  |     | <p>1 委嘱式<br/>杉並区環境清掃審議会委員委嘱<br/>副区長挨拶<br/>2 議事内容<br/>委員自己紹介<br/>説明員紹介<br/>会長選出<br/>副会長選出<br/>職務代理者指名<br/>議題</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(1) 環境清掃審議会の設置目的・所掌事務</p> <p>(2) 関連計画の説明・報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・環境基本計画<ul style="list-style-type: none"><li>①区立施設への太陽光発電機器・蓄電池の導入について</li><li>②次世代自動車を活用したクリーンエネルギーの利用促進について</li></ul></li><li>・一般廃棄物処理基本計画<ul style="list-style-type: none"><li>③平成27年度ごみ収集量及び資源回収量について</li></ul></li><li>・みどりの基本計画</li><li>・緑地保全方針</li><li>・みどりの実態調査<ul style="list-style-type: none"><li>④貴重木の追加指定の進捗状況について</li><li>⑤みどりのベルトづくり推進地区の取組について</li><li>⑥杉並区みどりの顕彰「みどりの創出部門」の実施について</li></ul></li></ul> |
|--|---|

|             |   |
|-------------|---|
| <p>発言者</p>  | <p>第64回杉並区環境清掃審議会発言要旨 平成28年7月13日(水)</p> <p>発言要旨</p>   |
| <p>環境課長</p> | <p>皆様、こんにちは。足元の悪い中、お集まりをいただきましてありがとうございます。本日の進行をさせていただきます環境課長です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まだお見えでない方もいらっしゃいますけれども、時間になりましたので、第7期の杉並区環境清掃審議会を始めさせていただきます。</p> <p>今申し上げましたが、第7期の初回でございますので、皆様への委嘱状をお席に配付させていただいております。こちらをもって、委嘱をさせていただいたということでご了承願いたいと存じます。</p> <p>それでは、審議会の開会に先立ちまして、副区長からご挨拶を申し上げます。</p>   |
| <p>副区長</p>  | <p>どうも皆さん、こんにちは。ただいま紹介いただきました副区長でございます。今日は、区長にかわりまして一言ご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>皆様におかれましては、杉並区環境清掃審議会の委員をお受けいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>さて、杉並区では、緑の多い住宅都市杉並を目指して、さまざまな策を打ってございます。現在、この施策の実行計画の見直しの期間中ではございますが、さらにさまざまな施策を打っていきたいというふうに考えております。</p> <p>とりわけ本審議会委員の皆様におかれましては、環境の保全、廃棄物の適正な処理及び再利用の促進のため、幅広い視点からのご意見、ご提案をお願いしたいというふうに思っております。皆様方には、これから2年間、よろしくお願いいたします。</p> <p>環境部長からお話を聞きましたところ、この審議会の中では、単に報告にとどまらず、相当熱心なご議論をいただいているということですので、大いに期待するところでございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>環境課長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>副区長は、この後、別の公務が入ってございますので、ここで退出させていただきます。</p> <p>それでは、改めまして、第64回杉並区環境清掃審議会を開会させていただきます。</p> <p>ただいま委員は16名、出席をいただいておりますので、定足数に達しております。</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>ので、第64回杉並区環境清掃審議会は有効に成立しております。</p> <p>なお、本日の傍聴者は、現時点で、ございません。</p> <p>お手元の次第に沿って進行させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は第7期審議会の初回でございますので、皆様の席上に、席次表を置かせていただいております。恐縮ではございますが、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、お席の順で、P委員、恐れ入りますが、そちらからよろしくお願いいたします。</p> |
| P 委員 | 区議会議員のPです。どうぞよろしくお願いいたします。  |
| O 委員 | 東京商工会議所杉並支部から参りましたOでございます。初めてですが、よろしくお願いいたします。  |
| N 委員 | 社会福祉協議会から参りましたNと申します。よろしくお願いいたします。  |
| M 委員 | 自然観察の会・杉並から参りました、Mと申します。よろしくお願いいたします。   |
| L 委員 | 杉並環境カウンセラー協議会のLと申します。よろしくお願いいたします。  |
| K 委員 | 杉並清掃工場のところがございます杉並正用記念財団事務局から参りましたKと申します。よろしくお願いいたします。  |
| J 委員 | 杉並区町会連合会から来ましたJです。2期目になります。よろしくお願いいたします。  |
| I 委員 | 杉並区消費者グループ連絡会のIと申します。よろしくお願いいたします。  |
| H 委員 | 私、今回公募でこの委員になりました、Hと申します。どうぞよろしくお願いいたします。   |
| G 委員 | J A東京中央、Gでございます。よろしくお願いいたします。   |
| F 委員 | 私は、公募区民として3期目となります。Fと申します。どうぞよろしくお願いいたします。  |
| E 委員 | 井荻小学校の学校支援本部、「いおぎ丸」からまいりましたEと申します。よろしくお願いいたします。   |
| D 委員 | 環境政策を専攻している、上智大学、Dと申します。よろしくお願いいたします。   |
| C 委員 | 環境工学を専門にしております、立教大学から参りましたCと申します。今回初めて参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。   |
| B 委員 | 高千穂大学のBと申します。よろしくお願いいたします。環境科学と計算化学が専門です。今回2期目になります。よろしくお願いいたします。   |

|          |   |
|----------|---|
| A 委員     | 首都大学東京のAと申します。専門は、環境法と行政法でございます。杉並区民でもあります。どうぞよろしくお願いいいたします。  |
| 環境課長     | 皆様、どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいいたします。<br>続きまして、本日出席しております区側の説明員の自己紹介をさせていただきます。   |
| 環境部長     | 環境部長です。どうぞよろしくお願いいいたします。  |
| 環境課長     | 改めまして、環境課長です。よろしくお願いいいたします。   |
| ごみ減量対策課長 | ごみ減量対策課長です。どうぞよろしくお願いいいたします。  |
| 杉並清掃事務所長 | 杉並清掃事務所長です。どうぞよろしくお願いいいたします。  |
| 方南支所担当課長 | 杉並清掃事務所方南支所担当課長です。どうぞよろしくお願いいいたします。   |
| 都市計画課長   | 都市計画課長です。よろしくお願いいいたします。   |
| みどり公園課長  | みどり公園課長です。よろしくお願いいいたします。  |
| 環境課長     | 以上です。どうぞよろしくお願いいいたします。  |
|          | 次に、環境清掃審議会条例第4条第1項の規定に基づきまして、会長の互選をしていただきます。<br>会長の選任方法について、皆様から何かご意見はありますでしょうか。<br>特にご意見がないようですので、事務局から提案をさせていただきたいと思っております。どなたか適任と思われる方がいらっしゃれば、委員の皆様からお名前を挙げていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。 |
| J 委員     | D委員を会長に推薦したいと思います。  |
| 環境課長     | J委員、どうもありがとうございました。   |
|          | 今、J委員から、引き続きD委員を会長にというご発言がありました。ほかにご意見はありますでしょうか。   |
|          | では、ほかにはないようですので、D委員に会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。（拍手）  |
|          | ありがとうございます。   |
|          | では、全会一致ということで、D委員に第7期環境清掃審議会の会長をお願いしたいと思います。よろしいですか。  |
| 会 長      | これまで4年間やってまいりましたけれども、もうしばらく、これまでの経験を生かしたいというふうに考えますので、皆さん、よろしくご協力お願い申し上げます。   |
| 環境課長     | ありがとうございます。   |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>会 長</p>   | <p>柳下委員、恐れ入りますが会長席のほうにお移りください。</p> <p>それでは、この後の議事の進行をお願いします。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p> <p>改めてご挨拶をさせていただきます。</p> <p>この4年間、会長の職を何とかこなしてまいりました。大きいことは、「杉並区一般廃棄物処理基本計画」を定めるということ、それから「環境基本計画」を定めるということまでやりました。あわせて、区の環境清掃政策の基本の路線を定めるとともに、それが果たして、計画が単なる絵に描いた餅ではなくて、実効があるものになるようにどうやってフォローしていくかということが非常に大事な話であったのではないかというふうに思います。</p> <p>さて、これから、前回の計画をそろそろ見直す時期が来るのではないかと思います。見直すというのは、ただ形式的に見直すのではなくて、この審議会で議論してきたことが果たしてその後どう展開しているのかというあたりをよく皆さんの中で認識を新たにさせていただいて、特に、新しく委員になった方は、なかなか最初の段階は追いつくのが大変かと思いますが、早くキャッチアップしていただいて、任に当たっていただくということが非常に大切ではないかと思っております。</p> <p>私自身、杉並区に住んでいるわけではありませんが、おかげさまでこの間、随分とあちこち行ってみたり、ときどきうろうろしておりますので、それなりの土地勘ができてきました。何とか一緒になって議論に加わりたいと、そう思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、副会長の選出が必要です。これについては、審議会条例施行規則の第5条の規定で委員の互選となっておりますが、私のほうから推挙させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>もしよろしければ、今期が2期目となり、これまでの経験もございますので、B委員にお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。（拍手）</p> <p>B委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>こちらに移動してください。</p> <p>それでは、副会長からも一言ご挨拶をお願いします。</p> |
| <p>副 会 長</p> | <p>2年間、様子を見て、事務局の方とも相談したりということもいろいろありましたし、セミナーを開催するときにも立ち会わせていただきました。積極的に環境行政を進めている杉並区ですので、ぜひそこに協力していきたいという思いで</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
| <p>会 長</p>  | <p>おります。</p> <p>委員の皆様、事務局の方々、ぜひよろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>さらに審議会条例第4条第3項に職務代理者という関連規定がありまして、こちらは会長が指名することになっておりますので、同じく副会長に、これを指名させていただきたいと思っております。万一私に何かがあったときに、議事の運営などをさせていただくということになると思います。</p> <p>それでは、早速本日の議題に入りたいと思っております。</p> <p>改めて、本日の議題の全容を説明いただいて、そして、個々の議題をご説明いただけますでしょうか。</p>   |
| <p>環境課長</p> | <p>本日は、お手元に配付させていただいております次第に基づきまして、議題について説明をいたします。</p> <p>まず、初めに私のほうから、当審議会の設置の目的、所掌事項を説明させていただきます。その後、私どもが所管しております計画、そして今日の報告事項ということで進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>お手元に資料がたくさんあって、まことに申しわけございませんが、ファイルをとときどきお開きいただくと幸いです。</p> <p>まず、この環境清掃審議会の設置目的です。ファイルに、「審議会条例」と「審議会条例施行規則」というものが、初めのほうにファイリングされております。この審議会条例第1条で設置について記載しておりまして、「環境の保全並びに廃棄物の適正な処理及び再利用の促進に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関としてこの審議会を置く」というものです。</p> <p>お手元にA4サイズの片面刷りの資料「杉並区環境清掃審議会の所掌事項等の主なものについて」をお配りしています。また「大規模建築物等の報告について」というものを配付しております。ここの説明を初めにさせていただきます。</p> <p>今、条例の第1条についてご説明をしたところですが、この審議会の所掌事項ですけれども、お手元のA4の資料の(1)の①、②、③、会長からもお話がございました杉並区の「環境基本計画」、「環境配慮行動指針」、「廃棄物の適正な処理及び再利用の促進の基本方針に関すること」、そして「その他重要な事項」と条例で定められているものです。これらについて、区長からの諮問を受け、それについて調査審議し、答申をいただくものですが、その過程の中で皆様からご意見をいただくというものです。</p> |

次に、審議事項です。これは条例施行規則に書いてあります。条例のほうに「その他重要な事項」というのがありまして、これを指すものです。環境影響評価に関すること、廃棄物関連の基本方針を踏まえた具体的な計画を定めること、「みどりの基金条例」に関することなどです。これを審議事項とさせていただいているところです。

そして、区からの報告事項です。報告事項の一つとして、少なくとも年に1回、この「環境基本計画」、それから「環境配慮行動指針」に関する施策の状況を報告しなければならないと「環境基本条例」で定められているものです。

また「みどりの基本計画」を策定する場合には、審議会の意見を聞くというものです。

さらに、3つ目、これはこれから詳しくご説明させていただきますが、「大規模建築物等の報告」というのがあります。皆様のお手元にお配りをしているもので、上のほうに「平成28年3月24日、第63回杉並区環境清掃審議会確認内容」と書いてある資料です。この「1 報告対象」というのがあります。これは、「まちづくり条例」に根拠を置いているものです。建築に関するもので、①延べ床面積が3,000㎡以上の建築物、それから②開発行為の対象となる区域の面積が5,000㎡以上のもの、そして、これは「みどりの条例」の施行規則関連ですけれども、③敷地面積が3,000㎡以上の建築物の建築に伴う緑化計画、これらについてこの審議会で報告をするということになっています。「2 報告の時期」については、当該年度の案件を年度末または翌年度の最初に開催される審議会においてまとめて報告をするということです。

「3 この報告の取り扱い」ですが、1の①、②、③で申しあげました事案につきましては、区の環境施策にかかわるものとして、皆様の調査審議の参考にしていただくために、報告をさせていただくというものです。従って、個別の案件の是非を問うものではないということです。

「4 その他」では、審議会が審議に必要とする場合には、審議会の皆様からの求めに応じて、1以外の報告も行うことととしています。

適用は、本年の4月1日から適用させていただいています。

この取り扱いにつきましては、前回の審議会でご了承いただいているところですが、報告資料の様式などについては前回の審議会でご宿題をいただきました。本日、その（案）として報告の様式をお示ししております。「大規模建築物等の報告（案）」というふうに左上に記載した資料です。

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>縦に見ていただきたいのですが、この様式は、建築等にかかわる情報が縦に上から書いてあります。そして、それらは、「環境基本計画」といかなる関係にあるのかということに記載しています。</p> <p>そして、「その他」のところはちょっと狭くて空欄になっておりますけれども、ここに記載する内容といたしましては、おのおのの計画等における課題、あるいはトピックスなどをそこに記載することを考えているものです。</p> <p>また、これらの事案が杉並区の中のどの場所なのかということについて、地図などで提示をしたいと考えているものです。</p> <p>所掌事務、それから、そもそものこの審議会での進め方についてのご説明は以上です。</p> <p>会長、よろしくお願いいたします。</p>   |
| <p>会 長</p>   | <p>今回、委員も何人か初回の方もいらっしゃるのですが、この審議会は何を所掌として審議を行うのかということの基本をもう一回、改めて説明いただいたわけですが、まず、そのことについて、何かご質問はありますか。この所掌事項、何を行うのかということが1枚の紙に書かれていましたが。</p> <p>お気づきのとおり、所掌事項の一番上にある、(1)の①、②というのが非常に基本的なことです。③「その他、重要な事項」というのは、何か、杉並区として特別に取り上げなければならないような重要な事項があれば、もちろんそこでいろいろと読み取れるわけですが、通常、そういったものが特段なければ、①と②というのが大きなベースになるということです。その中で、さらに諮問を受け、審議をするという、非常に重たい審議になります。</p> <p>それに加えて、下のほうにあるのは、「意見を述べることができる」ということや、「報告を受ける」ということなど、審議会としての責任というのは少し軽くなりますが、このようなところも入るわけです。</p> <p>ちなみに、今日の段階で、何か諮問をされているという状況にはないわけですが、これからあるのではないかと思います。</p> |
| <p>A 委 員</p> | <p>1点確認させていただきたいんですが、この審議事項のところに記載がございます、条例の「(1)③は次のとおりとする」ということで、こちらは施行規則のほうに規定があるということなのですけれども、この中の①、アセス法に規定するこの準備書に対する区長の意見に関することというのがございますが、今現在、アセス法のもとでは、配慮書段階、それから方法書段階においても、これは都知事を経由してということにはなりません、市区町村長の意見が述べられるという</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
| <p>環境課長</p> | <p>う機会、それを提出する機会が規定されておりまして、準備書段階にとどまらず、配慮書、方法書段階についてもこのような意見の提出機会があるのですね。</p> <p>それについて、この施行規則のほうは平成16年に制定されているようなのですが、その後多分、改正はされていないのですよね。なので、新しいアセス法に対応していないのではないかというふうに思うのですが、その点いかがでしょうか。</p> <p>法アセスの対象になるような大規模事業が、杉並区内、もしくはその関連地域において今後あるかどうかというのは、あまりその可能性としては高くないのかもしれませんが、ただ、こういう規定を置いておく以上は、最新の法規定に準じた杉並区の規則の整備というのが必要だと思いますので、そのあたり、いかがでしょうか。</p> <p>申しわけございません。</p> <p>法令に沿ったことをこの審議会で審議いただくわけですので、それに沿った内容にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p> |
| <p>会長</p>   | <p>それ以外に何かございますか。所掌そのものに関する基本的なことですが。</p> <p>もしよろしければ、次のページの、実は前回の審議会で議論がなされたのですが、「大規模建築物等の報告」というのがありまして、これまでも審議会にたびたび報告がされていたのですが、非常に数が多い。かなり審議会で時間を費やしてきたというのも事実であります。</p> <p>その一方、審議会として本来やらなくてはいけない「環境基本計画」等々のフォローアップという観点からいうと、やや合理化をしたほうがいいのかという議論が出てまいりまして、そのことについて、前回少し方向を定めたというのがこの資料です。</p> <p>さらにこれを、具体的にどうやって運用したらいいかということで、今回、このような様式で、まとめて報告をするということになったのですが、事務局のほうでもう少し、補足して説明ありますか、この点について。</p>  |
| <p>環境課長</p> | <p>先ほどの説明以外には特段ないのですが、今会長がおっしゃったように、なるべく省力化をしたいということ、本来の環境清掃審議会の所掌事項により戻していきたいということです。</p> <p>ただ、ご説明させていただいたように、環境に影響を及ぼすようなものについては、皆様に報告として差し上げたいということから、このような方法にまとめたということです。</p>   |

|         |   |
|---------|---|
| 会 長     | 確認ですけれども、この様式というのは、これは年度末か何かでまとめてやるということなのですか。どういうことになりますか。   |
| 環 境 課 長 | 年度末か、年度をまたいだ一番早い時期の審議会と考えております。   |
| 会 長     | 要するに、1年間の報告をまとめて、一つの様式で全容を示すということになりますか。  |
| 環 境 課 長 | はい、そのとおりです。   |
| 会 長     | はい、わかりました。<br>この点については、皆さんにお諮りをしたいと思いますが、何かご意見なり、いかがでしょうか。<br>新規の委員にはちょっとわかりにくいかもしれないのですが、今までは、1件につき5枚から、場合によっては十何枚といったかなり分厚い、付属資料も含めた個別の書類について、それを一つ一つ説明を受け、一つ一つ意見を述べるという機会がございました。これが実は、一件一件のことについて、この審議会によって何か行政の処分というか、行政の意思決定に対して影響を与えるのではなくて、既に行政が何らかの意思決定をしたものの結果を報告いただくということでしたので、審議の結果というのが直ちにその行政処分に影響を及ぼすものではないということです。<br>むしろ、この審議会でこういうものを何のためにやっているかという、杉並区という地において、日に日に、どういう開発行為なり、どういうまちづくりの変化があるかということキャッチして、その中で何か環境保全という観点から、我々がちゃんと議論しなきゃいけない動向がないのかとか、問題が生じていないのかとかいうことを発見するために必要だったというのが、もともとの趣旨だったのです。それが、一件、一件、審査をするように、だんだん運用が、ある面ではまじめになってしまったということで、もう少し大局観に戻しませんかということで、改めたわけであります。<br>ちょっと皆さんのほうで少し議論をしてみたいと思いますが、質問も含めて、いかがでしょうか。 |
| N 委 員   | すみません、初歩的なことで聞かせてもらいますけれども、この審議会のおよその年間のスケジュールというんですか、開催の日程ですね、その辺をちょっと聞かせていただきたいんですけども。  |
| 環 境 課 長 | 年度で、3回ないしは4回が通例です。  |
| 会 長     | 私も、過去4年間を見ていると、諮問を受けて大きな課題を我々が背負ってや   |

|              |   |
|--------------|---|
| 環境部長         | <p>らなければならぬときは、頻度が高くなりますが、通常であれば、年度初めと、半ばと、年度末との3回というのがこの2年間であったと思います。で、その前の2年間は、もっと頻度が高くあったというふうに記憶しています。</p> <p>補足を。会長からご説明があったとおり、大体3回から4回です。</p> <p>環境基本計画と杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定を考えておりますので、その際には、当審議会に区長から、諮問がなされることとなります。そうしますと、今会長がおっしゃったとおり、少し回数が増えていくというふうに考えております。</p> <p>任期2年間の中、今年度については、基礎的な、計画の進捗状況がわかるような報告事項を中心にさせていただいて、皆様方に今の区の計画の現状を把握していただいた上で、来年度の改定の諮問につなげていきたいというのが今年度の位置づけとして、考えていることです。</p> |
| 会長           | <p>ありがとうございました。わかりやすい説明で。</p> <p>ほかにいかがですか、何かご質問なり、お気づきの点があれば。</p> <p>特に初回の方、ご遠慮なさらずに、何をどうやって運用してやっているのかということについてわかりにくい点もあろうと思いますので、ご遠慮なくどうぞ。</p> <p>はい、どうぞ。</p>  |
| H 委員         | <p>私、今回初めて公募でこの委員になりましたので、今環境部長から、来年度は区長から改定の諮問があるかもしれないので、それがあれば、この開催が多いというふうにお話がありましたけれども、基本に戻りまして、このA4、1枚の配付された資料の、いわゆる所管事項の(1)、区長の諮問に応じていろいろ審議をするわけですけれども、ちょっと私も勉強不足で申しわけないんですけれども、現時点で、区長から具体的に何か諮問があるんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいんですけれども。</p>   |
| 環境課長<br>H 委員 | <p>現在、この審議会に諮問させていただいている事案はございません。</p> <p>諮問がなければ、2番目の、審議をするという、それから報告を受けるということで、一番上に書いてある、いわゆる所管事項というのではないということですか。ないと言うと、ちょっとおかしいんでしょうけれども。</p>   |
| 環境課長         | <p>厳密な言い方をすれば、今委員がおっしゃったようなことだとは思いますが、先ほど環境部長が申しあげましたように、これはまだ予定ですけれども、平成29年度には大きな計画の改定を予定しています。どの程度改定するかというのはまだ、これから皆様に議論していただくところですけれども、そういったことが予</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>定されている場合には、ここでいう審議事項というような形で、さまざま、その周辺にあるその時々状況を皆様にお知らせをしなければならない。あるいは、区が環境に関する行政を進めていく中で、その改定にかかわるようなこと今、実行計画上どうなっているのかというようなことも、ご説明をする機会があるかと思いますが、ですから、諮問がなくても、この会議を開かせていただきたいというようなお願いをする場合があると思います。</p>  |
| <p>会 長</p>     | <p>よろしいですか。Cさんも。何か、ありませんか。</p>   |
| <p>C 委 員</p>   | <p>流れが全くわかっていないかもしれませんが、まちづくりとか、まちづくりをされていく過程で、それが環境の観点から見てどうなのかというのを審議する、基本的にはそういった会ということですか。</p>   |
| <p>環 境 部 長</p> | <p>おっしゃるとおり、そういう視点も当然あります。そうした観点から、この間、大規模建築物等の報告について行ってきたと。ただ、そのウエートが大きく、その報告が主体になって、環境の部分が、審議する内容から離れている部分があったというのが、前回までの、審議会での総括かと。</p> <p>そうした中、まちづくりの報告案件についてできるだけ集約をして、今回、年に1回という形でまとめさせていただきたいと。それも、この2枚目の書式のような形で、項目ごとに示していきたいというのが今回のご提案です。</p> <p>あわせて、それ以外の報告についても、今年度、できるだけ計画の進捗状況がわかるような報告案件に絞って、計画の進捗状況が皆様方の間に理解され、来年度の諮問に生かされていくという形態で、今年度の運営は、会長とともに図ってまいりたいと考えているところです。</p>         |
| <p>会 長</p>     | <p>理解をもう少し前進させるために、お手元にございますね、この「環境基本計画」というこれ、ちょっと見ていただけますか。</p> <p>後でご説明がありますが、多分一番大事なものは、「環境基本計画」だとかごみの「一般廃棄物処理基本計画」というのは、一体どういうもので構成されているかということをご理解いただくことが一番大事じゃないかと思うのです。</p> <p>それ自体をつくるというのは審議会の非常に重要な仕事なのですが、一旦つくったら、諮問・答申で終わってしまうから、仕事がないのではないかというふうにはならないのです。答申したものが、例えばちゃんと区民全体に行きわたっているのか、それぞれやらなきゃいけないという課題がこなされているのかどうか、あるいは、本当に計画が問題解決につながっているのかどうかとか、そういったようなことは、計画をつくった後が大事なのです。</p> |

|      |  |
|------|--|
| 環境課長 | <p>後の段階というのは、諮問を受けて、審議会でチェックしてくださいという諮問はないのです。それは、自発的にその間も我々はときどき集まって、事務局から必要な報告を得て、皆さんで議論していただく。その積み重ねに立って、またいずれ諮問が来るときの新しい議論にきちんと反映させていくということですので、多分もうおわかりかと思えますけれども、後ほど計画の本当の大綱的なところはぜひ説明いただいて、皆さんの頭に1回入れていただければと思います。だから、諮問・答申がなくても、この審議会としてやらなくてはいけないことはあるということは、頭に入れていただきたいと思えます。</p> <p>では、そろそろ次にいきたいと思えます。</p> <p>次は、そういう観点で、次第を見ていただきたいのですが、具体的に「環境基本計画」というものが現にあり、それを今執行しているわけですが、それに関連して、その後の動きとかについて、特に重要な点についての報告事項が幾つかありますので、事務局からご説明いただきたいと思えます。</p> <p>それでは、本日の議題の(2)でございます。「関連計画の説明・報告」をさせていただきます。</p> <p>これから報告させていただく内容は、環境課が所管いたします「環境基本計画」、それからごみ減量対策課が所管いたします「一般廃棄物処理基本計画」、そしてみどり公園課が所管いたします「みどりの基本計画」とございますので、ここを一括して説明をさせていただき、その後にご議論いただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>初めに、改めて資料の確認をさせていただきます。</p> <p>ファイルのほかに、「杉並区環境基本計画概要版」、それから、「区立施設への太陽光発電機器・蓄電池の導入について」、「次世代自動車を活用したクリーンエネルギーの利用促進について」、それぞれ、A4の片面印刷です。次に、「杉並区の清掃事業」という冊子と、A4片面刷りの「平成27年度ごみ収集量及び資源回収量について」。</p> <p>それから「みどりの基本計画」の概要版、「緑地保全方針」の概要版、「みどりの実態調査」の概要版、A4の「貴重木の追加指定の進捗状況について」、「みどりのベルトづくり推進地区の取組について」、最後に、「みどりの顕彰「みどりの創出部門」の実施について」をファイル以外にお配りしています。</p> <p>資料に不足はありませんでしょうか。もし、不足や途中でお気づきの点がございましたら、事務局の者にお申し出ください。</p> |
|------|--|

それでは、私から「環境基本計画」について、説明させていただきます。

お手元にご用意いただくものは、「環境基本計画」の概要版と、それから、ファイルにとじてあります「環境基本計画」の本編、こちらを両方お開きください。説明は、この概要版のほうを中心としてさせていただきます。

まず、「環境基本計画」ですけれども、本編のほうは2ページ、3ページです。杉並区の基本構想に定めます杉並区の将来像、「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現に向けた環境分野における計画です。

「環境基本条例」に基づいて、「環境基本計画」を定めているものです。

さらに、環境問題の解決には、区民・事業者・行政それぞれが役割と責任を分かち合うことが必要で、この計画の中には、それぞれその三者が取り組むべき「環境配慮行動指針」も含んでいます。

次に、この計画の期間ですが、平成25年度から平成33年度となっています。

「環境基本計画」は、杉並区実行計画の改定にあわせて必要な改定をしていくこととしているものです。

次に、この目標ですが、5つの柱から成っております。本編のほうは20ページ、21ページです。

本編のほうにはたくさんの事業が記載されておりますけれども、まず、「環境基本計画」で定める目標といたしましては、「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」ということを掲げておりまして、基本目標が1から5まであります。そして、基本目標の右の部分に具体的な取り組みがそれぞれ枝に分かれていきます。さらに個別の事業については、この本編の22ページ、23ページに書いたものです。これらは、都市整備部、環境部、また教育委員会事務局などが取り組む事業について書いているものでございます。

では、概要版の3ページの基本目標を順にご説明させていただきます。

まず、基本目標Ⅰ「低炭素・循環型のまちをつくる」です。これは、本編の24ページから35ページに細かい内容を記載しています。

「(1) 地球温暖化防止への取組」です。太陽光など再生可能エネルギーの活用の拡大などによって、低炭素・自立分散型エネルギーの導入拡大を図っているところです。

現在、区民の方向けに、太陽光発電設備、それからエネファーム、エコキュートなどの設置助成を行っています。また、区役所のロビーにおきましては、省エネ相談の開催なども行っています。

また、一方で、区立施設においても、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組んでいるところでございまして、学校の改築のときなどには、太陽光パネルを設置するということにも取り組んでいます。

「(2)循環型社会を目指す取組」ですが、これは後ほど、ごみ減量対策課から説明をさせていただきます。

概要版を1枚おめくりいただきまして、4ページ、5ページをお開きください。基本目標Ⅱ「区民の健康と生活環境を守るまちをつくる」です。本編は、36ページから49ページに取り組み内容を記載しています。

まず、「(1)自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組」です。

大気汚染測定調査は、継続して実施しているところです。また、低公害車・低燃費車の普及促進にも努めていまして、私ども杉並区が保有している庁有車においても、例えば今日は水曜日ですけれども、水曜日には公用車は使わないというような利用の抑制をしたり、あわせて、導入する車についても、低公害車の導入促進をしています。

「(2)化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組」です。適正管理化学物質とは、例えばクリーニング店や、ガソリンスタンドなどで使用するものです。それらの排出状況を把握し、有害化学物質の取り扱い方法等の情報提供や指導を行っているところです。また、アスベストの適正処理の指導や、定期的な河川水質調査も実施しています。

「(3)その他の公害を防ぐ取組」としましては、事業所などから発生する環境負荷を一層低減させるため、法令等に基づき規制・指導を行っております。また、近隣騒音防止に対する啓発等も行っています。

5ページの基本目標Ⅲ「自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる」、これは、本編の50ページから61ページに該当します。

まず、「(1)連続したみどりを保全・創出する取組」です。みどりの拠点となる公的空間の緑化を推進するとともに、拠点を河川や道路沿いのみどりでつないで、みどりが連続していくまちなみの形成をしているところです。例えばみどりのネットワークづくり、民有地や区立施設も合わせた緑化の推進に取り組んでいます。

「(2)自然生態系保全の取組」です。区内の動植物や昆虫などの生息状況を定期的に調査しております。また、身近で親しむことができる水辺環境の再生に向けた取り組みを行っているところです。その他、外来鳥獣等の防除も行っていま

す。

「(3)みどりや自然に親しめる取組」です。区民の方を対象にした自然観察会、それから区民農園など、水とみどりに触れ合う場を増やすとともに、緑や自然を育む心や知識の普及・啓発、またボランティア活動など、区民の緑化活動の支援をしています。

ページをおめくりください。6ページ、7ページです。

基本目標Ⅳ「魅力ある快適なまちなみをつくる」です。本編は、62ページから68ページです。

まず、「(1)美しく清潔なまちへの取組」です。たばこやごみのポイ捨て、放置自転車などにつきまして、区民、また事業者への指導・啓発活動を通じてマナーの徹底を図る、そして地域美化活動を支援するということにも取り組んでいます。管理が不良な空き地などへの是正指導、また、いわゆるごみ屋敷などの指導等も行っています。また、路上喫煙防止指導も行っております。

「(2)個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組」です。屋敷林や歴史・文化を伝える建造物の保全、地域の特性を活かした、杉並らしさと魅力にあふれる景観の保全・形成を同時に努めているところです。景観まちづくりの推進、また、歴史的建造物を活用したまちづくりなどを行っています。

基本目標Ⅴ「区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる」です。

「(1)環境教育、環境学習の拡充・推進」です。学校における環境教育の充実を図る。そして、自ら行動する意識を高めるということ。あわせて、幅広く区民の皆様を対象にした環境学習の機会の拡大を図っているところです。

「(2)環境活動の推進」は、さまざまな情報提供を皆様に発信していくと同時に、区民等の環境活動の支援と連携の推進を図っているところです。

この項の最後「計画の進行管理」。先ほどから、会長からもありましたPDCAサイクルです。この計画については、このPDCAサイクルに基づいて、継続的な点検・評価・見直しを行っていくものとしています。

この「CHECK（評価）」のところですが、先ほど冒頭で、審議事項など、条例について説明させていただいたところですが、これも、「環境白書」というのを年に1回発行しております。それが、この「CHECK」の部分にあたるものです。

「環境基本計画」のご説明は以上です。

関連する環境課からの報告といたしましては、2件、させていただきます。

まず、1つ目は、「区立施設への太陽光発電機器・蓄電池の導入について」です。この事業につきましては、「環境基本計画」の中の基本目標Ⅰ-(1)、24ページの地球温暖化の防止にかかわること、それから、基本目標Ⅴの環境学習にかかわることです。

災害時に必要なエネルギーを供給するために、震災救援所、震災救援所というのは区立小中学校ですけれども、その施設に、太陽光発電機器と蓄電池を組み合わせ導入をしております。震災救援所となる65カ所のうち、平成27年度は13施設において工事が完了しています。

この目的は、発電した電力を自家消費することで、電気代の節約に貢献するほか、環境学習にも役立てること。これはつまり、震災救援所としての機能をしていないとき、普通に学校が授業をやっているときも、発電した電力を自家消費することができるということです。

そして、再生可能エネルギー利用機器で電力をつくることで、二酸化炭素排出量を抑制することを目的としています。また、災害に伴う停電のときには、必要最低限の電力を継続的・安定的に供給することができる、こうした目的のために、この事業に取り組んでいるところです。

2「導入設備の概要」ですが、校舎の屋上に太陽光発電機器、これは5.7kW程度のパネルを設置して、校舎内には5kWh程度の蓄電池を設置いたしております。そして、体育館の中には、壁に災害時専用のLEDのスポットライトの新設、職員室には、照明器具の一部を効率の高いLED機器にかえています。

また、体育館・職員室には、災害時でも使える専用コンセントを設置し、停電時には、太陽光発電機器及び蓄電池からの給電に自動的に切りかわる仕様となっております。

先ほど申し上げましたが、平成27年度は13施設の工事が完了しております。平成28年度は14施設の工事を行っているところです。平成29年度は7施設で工事を予定しているので、合計34施設の工事を計画しているところです。

次に「次世代自動車を活用したクリーンエネルギーの利用促進について」です。

杉並区内では、運輸部門、つまり車両の関連ですけれども、2013年度の資料で二酸化炭素排出量が全体の約2割を占めています。従って、環境性能に優れた次世代自動車の普及を促すことは、区の温暖化対策にとっても重要な課題だと認識

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>ごみ減量対策課長</p> | <p>しています。</p> <p>このため、平成28年度から、電気自動車用の充電設備を設置する区民の皆様に対して、補助制度を新設しました。あわせて、区立施設1カ所に電気自動車用の充電設備を設置いたします。その設置したものについては、一般利用として供するということです。</p> <p>また今年度、燃料電池自動車、これは水素自動車ですけれども、これを1台、導入する予定です。これは、二酸化炭素や排気ガスの排出量を削減する目的のほか、環境学習での活用も考えているところです。</p> <p>「1目的」は、電気自動車などが充電可能な普通充電設備、それから急速充電設備の設置経費の一部を助成することで、電気自動車の普及に向けた基盤整備に役立てること。そして、二酸化炭素、排気ガスの排出がない、また少ない電気自動車、水素自動車の普及を促すことで、先ほど申しあげました運輸部門における環境負荷を軽減すること、これを目的としております。</p> <p>「2助成の概要」ですが、普通充電設備のほうは、機器本体価格の4分の1、上限50万円、急速充電設備については、機器本体価格の4分の1、上限10万円で、区民や、集合住宅の管理組合、それから区内中小企業者も対象としております。</p> <p>「3区立施設に設置する充電設備」ですけれども、インフラ整備として、一般利用が可能な急速充電設備を区立施設駐車場に設置します。</p> <p>最後に、燃料電池自動車、水素自動車ですけれども、水素を燃料に用いて、走行時には二酸化炭素や、排気ガスを排出しない車です。これを区役所に1台導入して、環境学習などにも活用してまいります。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> <p>私からは、杉並区の清掃リサイクル事業の指針であります「杉並区一般廃棄物処理基本計画」の概要と、現状の説明をいたします。</p> <p>資料でご用意させていただいたのが「杉並区の清掃事業」というパンフレットです。それと、「平成27年度ごみ収集量及び資源回収量について」報告いたします。また後ほど、具体的な取組状況を説明させていただきます。</p> <p>「一般廃棄物処理基本計画」ですが、これは青いファイルにとじてあります。「環境基本計画」と違いまして、概要版は出していないので、「杉並区の清掃事業」の6ページをお開きいただきたいと思います。この1ページですけれども、一般廃棄物処理基本計画の内容を、載せています。あわせて、一般廃棄物処理基</p> |
|-----------------|--|

本計画の本編のほうも見ていただきながら、ご確認いただければと思っております。

まず、この計画の位置づけと計画期間が最初に書かれております。「一般廃棄物処理基本計画」というのは、「杉並区基本構想（10年ビジョン）」で掲げた「目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち」と、これを受けて作成された「杉並区総合計画（10年プラン）」で掲げた「施策10 ごみの減量と資源化の推進」の具体化を実現するために、法律に基づいて区の清掃リサイクル事業の指針として策定したものです。

平成25年7月に策定し、計画の期間は平成25年度から平成33年度です。

そして、5年ごとに計画の改定を行うということで、先ほどお話がありましたように、平成29年度に、改定を行う予定になっています。

具体的なこの計画の内容については、計画の目標というのが大きく5つあります。本編では6ページに書かれております。

読み上げますと、1番が「更なるごみの減量」、2番が「水銀含有物や小型電子機器等の資源化の促進」、3番が「区民・事業者・NPO・区等との協働」、4番が「区民一人ひとりのごみ減量の意識向上のための普及啓発と教育の充実」、5番が「継続的な計画の進行管理」となっています。

具体的な取組内容については本編の8ページから、記載されています。

取組内容の1つ目「更なるごみの減量」というところで5つ挙げられていますが、その中で一番初めに掲げているのが「生ごみ減量対策の推進」です。平成22年度に排出状況の調査を行いました。昨年度も排出状況の調査を行ったのですが、ごみの中で生ごみの占める割合は約4割で、かなりの部分を占めています。

これまでも、家庭での水切りを心がけていただいて、排出量の削減を行ってきております。また、未利用食品などの、食品ロスの削減を訴えてきているところですが、あわせて、コンポストや、生ごみ処理機の普及・啓発を図るために、補助金を出すというようなことも行ってきています。

さらに「更なるごみの減量」では、事業系ごみの適正な排出のための周知ということで、事業系ごみの収集は基本的にその事業者が収集業者に委託して行うのが原則ですけれども、量が少ないものについては、有料のごみ処理券を貼っていただき、家庭ごみと一緒に区が収集をしているという現状があります。そういった部分の排出指導を徹底して行うことで、事業系ごみの適正な排出に努めているところです。

取組内容の2番目が「水銀含有物や小型電子機器等の資源化の促進」、これは本編10ページに書かれております。これは、段階的に資源化を推進しており、粗大ごみの資源化を、平成25年4月から行っています。小型家電15品目の回収は、平成25年10月から回収を行っています。さらに、平成26年からは、不燃ごみの資源化を行っています。そういった資源化を図っているということが、こちらの内容になっています。

取組内容の3番目「区民・事業者・NPO・区等との協働」は、まず資源回収の部分で、町会・自治会や、地区の団体などが自主的に集団回収を行っています。区は補助金を払ってそういった活動の促進を図る事業を行っております。それが、集団回収への支援ということで、本編の12ページの(2)でうたわせていただいています。

取組内容4番目の「区民一人ひとりのごみ減量の意識向上のための普及啓発と教育の充実」の(3)に、「環境学習と環境教育の充実」があります。子どもたちの環境に対する関心を高めるため、学校に出向いたり、保育園に出向いております。そういった出前学習などを通じて、子ども、それから大人に向けた環境学習・教育を実施し、ごみの減量・資源化の推進の普及・啓発を図っています。

最後の取組内容は「環境基本計画」と同じで、「継続的な計画の進行管理」ということで、プラン・ドウ・チェック・アクションのチェック体制のことを書いている部分です。

では、現状がどのような形になっているかというところで、この「杉並区の清掃事業」に、過去、平成22年度から平成26年度までの状況、ごみ収集量や、資源回収量が3ページに載っていますので参考にご覧ください。この後、資料で用意させていただいた直近の平成27年度の報告のときに、また確認をしていただければと思います。

次の4ページに書かれている区民一人1日当たりのごみ排出量、それから資源量・回収率も、用意させていただいた直近のものがございますので、そちらのほうで、この後、ご確認ください。

この「杉並区の清掃事業」で、取り組みの具体的な内容として、「生ごみを減らしましょう！」というのがあります。7ページ、8ページです。先ほど私が申し上げたような生ごみ減量の取り組み、コンポストや、家庭用生ごみ処理機の取り組みなどが書かれているところです。

さらに、ごみの排出指導の「区の取り組み」として、ごみの排出の適正化・ふ

れあい事業が9ページに書かれております。事業系ごみの有料ごみ処理券の内容も、こちらに書かれております。また、集団回収の支援、資源の持ち去り対策については、10ページに書かれています。

新たな取り組みについては、平成26年度は、不燃中継所で、不燃ごみの一部再資源化を開始しました。有用金属類の再資源化と、水銀含有物、蛍光管などの適正処理を実施したところです。

もう一つが「マイベスト！ キッチンすっきり編」ということで冊子をつくっております。これは、「協働提案」という事業が区でありまして、そちらで提案があった事業です。家庭から出る生ごみの減量をするための普及・啓発ということで、子育て世代のお母さん方をターゲットに、講座や、清掃工場の見学などをして、自分たちが出しているごみが処理される過程を確認していただいたり、無駄のない料理方法のレシピを体験していただいたりしたものをまとめたものです。このような事業を取り組んでいます。

内容は冊子で確認をしていただければと思います。

「平成27年度ごみ収集量及び資源回収量について」ということで、直近の平成27年度の数値までが出ているものをご用意しました。

まず、1番「ごみ収集量」というところで、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみのそれぞれの内訳と合計量が書かれています。直近でいえば、平成27年度、可燃ごみが9万2,034 t、不燃が3,187 t、粗大が3,608 t、合計9万8,828 tで、全体で見れば727 t、0.7%の減少というような状況です。

こちらが、一般廃棄物処理基本計画でいうと7ページの左の上のところ、「計画の指標と達成管理」というのがあります。そちらに関連する項目になっています。

さらに、資料裏面になりますけれども、2番「区民一人1日あたりごみ量」ということで、区民1人当たりのごみ量について、平成27年度は490 gとなっております。ごみ量の目標値ですけれども、こちらは平成27年度は505 gで、実績が490 gということで達成をしております。また、この中期目標、本編の7ページに書かれている平成29年度の中期目標が490 gなので、既に平成27年度で490 gという目標を達成しているという状況になっております。

あわせて、23区の中で、ごみの1人当たりの排出量が一番少ないということで、これが5年連続1位という状況になっています。

続きまして、3番「資源回収量、行政回収・集団回収・拠点回収」ということ

|         |  |
|---------|--|
| みどり公園課長 | <p>で、全部合わせて表で載せております。</p> <p>資源回収量全体では、平成27年度は3万9,154 tで、平成26年度と比較して、456 t減少しております。ごみ量全体が減少している中で、資源の物自体が減ってきている状況があるので、数値的に増えている状況になっていません。しかし、そういった中でも、集団回収などをきちんとやりながら、資源の回収にしっかり努めているところです。</p> <p>4番「資源回収率」についてです。平成23年度から目標を達成しておりまして、平成26年度は28.5%の回収率です。平成26年度の目標値が28.6%ですので、目標値に届いていない状況になっています。</p> <p>最後になりますが、協働提案事業としてお手元に配付させていただきました「分別<sup>マスター</sup>達人への道」ということを今年度の新たな取り組みとして行っていきます。</p> <p>これは、小学校4年生から6年生、100名を対象に、今まさに募集をかけて、これから、夏休みの自由研究などで取り組んでいただく事業になっています。実際に家庭から出るごみをはかりで、7月から9月の期間、計8回実際にはかって、家庭ぐるみでごみの減量に取り組んでいただき、結果を発表することで、大人を含めた普及・啓発につながっていければという事業です。</p> <p>こういった新しい事業にも取り組みながら、ごみの減量、資源化に取り組んでいる状況です。</p> <p>私からの報告は以上になります。</p> <p>私からは、みどり関連の計画と、今回の報告3件を説明させていただきます。</p> <p>皆さんにお渡ししている「みどりの基本計画概要版」、「みどりの実態調査概要版」、そして「杉並区緑地保全方針概要版」の3点です。最初に、杉並区の緑の現状について知っていただこうと思います。「みどりの実態調査概要版」をご覧ください。2つ折りになっています。</p> <p>「みどりの実態調査」は、おおむね5年ごとに調査をしています。表紙の部分が、杉並区を上から見て、どれだけ緑に覆われているかというものを示したものでございます。</p> <p>中を見ていただいて、杉並区の区域の中で、緑に覆われている部分を率であらわしたものを「緑被率」と呼んでいまして、現在杉並区は、22.17%ということが平成24年度の実態調査でわかっています。</p> <p>このような調査は昭和47年から5年ごと実施しておりまして、平成4年まで緑</p> |
|---------|--|

被率が減少傾向にありましたが、皆さんの緑化意識だったり、あるいは住宅を建てかえるときの緑化計画によって緑の創出に努めておりますので、そういう経過から、それ以降、平成9年からは増加に転じているという傾向になっています。

その横です。「接道部緑化率」というのがあります。こちらは、道路延長に占める緑、緑化されている部分の延長の割合です。現在、杉並区では24.8%という数値になっておりまして、区でも、「家を建てかえるときには接道部を緑化してください」というお願いをしています。というのは、目に入る緑が多くなることによって、まちなみの景観が変わるということと、緑の量が増えているということが実感できるということで、接道部の緑化に努めています。

あと、細かい数値が並んでいますが、例えば樹木の本数であったり、樹林の面積・箇所であったり、壁面緑化の箇所、緑のカーテンであったり、それから屋上緑化等ですが、これは後ほどご覧いただければと思っております。

現在の時点では、杉並区がどれだけ緑に覆われているのかな、あと、道路の部分でどれだけ緑化されているのかなということをご承知いただきたいと思っております。

そして、もう一つ資料がありまして、「杉並区緑地保全方針」の概要版がございます。何でこれをつくったのかというところなのですが、これは平成26年9月に策定したものです。杉並区の緑の内訳を見ますと、その7割が民有の緑が占めています。中でも、屋敷林と農地というまとまった民有の緑がこの30年の間に半減しているという状況があり、区では、このまとまりのある屋敷林・農地を守るということで、「緑地保全方針」を策定したものです。

頭書きの部分で、課題、そして今後の方向性というところを整理しております。緑を守る制度、幾つかございますが、そういう制度の活用・拡充を図り、また、保全に向けたまちづくりに取り組むということ、あと、ボランティアの方々とか熱心な方々がいらっしゃいます。そのようなマンパワーも活用して緑を保全する。また、屋敷林はとても大事なもの、そして農地もとても大事なものですということをPRするような企画を行って、屋敷林・農地を守るといったことに取り組んでいこうということを決めたものが、「緑地保全方針」です。

私のほうから提供させていただいている3つ目、これが「みどりの基本計画」です。「みどりの基本計画」は、都市緑地法に基づいて各行政が、緑の保全だったり緑化推進を定める、緑に関係する総合計画を定めたものです。

4つ折りになっていますが、中のほうをご覧ください。「みどりの基本計画」

における将来像は「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」というもので、サブタイトルが「～受け継いだみどりに感謝してもっと豊かなみどりを次世代に～」というものです。

この基本計画では、5つの基本方針を定めています。基本方針1「身近なみどりを守ろう」、基本方針2「新しいみどりを創ろう」、基本方針3「みどりの質を高めよう」、基本方針4「みどりでまちをつなげよう」、基本方針5「みんなでみどりを育てよう」です。

前段のほうで申しあげました「みどりの実態調査」に基づく数値、これを、区制100周年、平成44年ですね、それまでに向けてどれくらいにするかというものを定めたものが3点あります。緑被率を25%確保する。現状は22.17%です。そして、公園や広場に満足している区民の割合を80%にする。また、接道部緑化率を30%にするという目標を掲げています。

そして、この中で、開いていただいた一番右端のほうをご覧ください。将来像を実現するための施策ということで、緑に感謝するという意味で、「みどり<sup>サンキュー</sup>39プラン」というものを打ち出しています。

先ほど、5つの基本方針がありますという話をしました。それにぶら下がっている施策が、例えば樹木等の保護指定制度の充実だったり、みどり公園課だけではないのですけれども、1の6のほうを見ていただくと、区民農園等の設置だったりというものがあります。全庁を挙げて、みどり関連へ取り組む施策ということで掲げております。

これから3点、報告をいたします。

1つは、貴重木の追加指定です。「みどりの基本計画」におきましては、基本方針1-01「樹木等の保護指定等の充実」にあたります。

また、2つ目の報告として、「みどりのベルトづくり」の推進地区の話です。これは、基本方針4の「みどりのベルトづくりの推進」ということで、4-28「身近なみどりのネットワークづくり」というものに該当します。

3つ目の報告としまして、「みどりの顕彰制度」の報告をします。これは、基本方針5「みんなでみどりを育てよう」、5-32「みどりの顕彰制度の創設」に該当するものです。

「環境基本計画」との整合につきましては、報告の中でさせていただきます。

3点を使いました資料についての説明は以上です。

次に私のほうから3件報告をさせていただきます。

まず、最初に「貴重木の追加指定の進捗状況について」報告させていただきます。

本件につきましては、「杉並区みどりの条例」第10条に規定する貴重木について、制度開始後10年以上が経過して、指定本数が減少してきたために、杉並区の実行計画に基づいて進めている追加指定の進捗状況を報告するものです。

「環境基本計画」の取り組みでは、環境配慮行動の中の「区取組」3-1、「樹木・樹林地の保全」に基づく取り組みです。

この貴重木の制度の概要ですけれども、区内に存在する特に貴重な巨木・珍木等を貴重木と指定し、所有者と協定を締結して、独自の支援を行うことで、区内の貴重な樹木を保全していく制度です。

指定基準につきましては、記載のとおりです。

次に、経過と実行計画の目標ですけれども、まず経過としては、この貴重木制度は、平成12年度から平成14年度にかけて、民間で50本指定してきました。しかし、生き物ですので、枯死、あるいは相続等で人手に渡るなど、数が減ってきています。平成25年度末には、50本が39本になっていました。

区では、相続等でそのような敷地が売却される際、可能なものは公園として取得しながら保全に努めてきましたが、民有地ということでありましたので、指定を解除していたものです。

民有地の指定を進めるとともに、公有地に存在する貴重な木も、貴重木と指定することでその数を増やしていこうということで、目標としては、民間50本、公共で50本、計100本を実行計画の目標として目指しているところです。

この目標の達成に向け、平成26年度には民間の指定を9本、公共で10本を指定し、資料1の内訳にありますように、数を増やしてきたという状況です。

平成27年度の実績ですが、平成26年度に引き続き、以前の資料等をもとにしながら候補樹木を抽出して、樹木医による講習を受けた職員2名で現地調査を行いながら、評価の高いものについて管理者と協議をし、今回、公共で10本の指定をすることができたものです。その結果、民間が48本、公共20本の指定となりました。

平成27年度追加指定されたものについては、実績表を資料2に記載しています。また、資料3に写真、資料4に位置図を示しております。

今後のスケジュールは、2月までに新たな追加指定の協定を締結したいと考えております。

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>環境課長<br/>会長</p> | <p>続いて、「みどりのベルトづくり推進地区の取組について」、報告します。</p> <p>これに関しては、先ほど申し上げたとおり、杉並区では、みどりのネットワークについて「みどりのベルトづくり」としています。「環境基本計画」では、3-5「身近なみどりのネットワークづくり」に該当する項目です。</p> <p>「みどりのベルトづくり計画」というものがありまして、平成17年に策定しました。その際、モデル地区として高円寺を指定して、5年間、まちの中で皆さんとともに接道部の緑化の創出に努めてきたものです。今回、継続支援ということで、高円寺の地区を新たに推進地区と格上げすると同時に、この「みどりのベルトづくり」に関する講演会をする中で、堀之内小学校を中心とする地域から取り組み意向がありましたので、そこを新たに推進地区と定めて、取り組んでいきたいというものです。地区の内容につきましては、資料1のエリアをご覧ください。</p> <p>3番目として、「みどりの顕彰「みどりの創出部門」」について報告いたします。</p> <p>「環境基本計画」に基づくものについては、幾つか関連する課がありますが、主に4-10「緑化活動の支援と推進」に該当する取り組みです。</p> <p>みどりの顕彰につきましては、みどりの保全部門として、平成24年度に「後世に残したい杉並の屋敷林」、平成26年度にみどりの活動部門として「みどりの活動賞」を実施してきたところです。今回は、みどりの創出部門、「みんなで楽しめる杉並のみどり」を、以下のとおり実施したいと考えています。</p> <p>目的は、区民や事業者が創出した緑について顕彰することで、緑化意識の向上、良好なまちなみ形成の促進を図っていくことです。</p> <p>募集対象は、区内の道路から見える緑、個人宅の緑等です。募集期間は、5月から10月末で、応募資格、審査、発表につきましては、記載のとおりです。</p> <p>これら「みどりの顕彰」の募集を行いながら、区民の緑化意識等を高めていきたいというふうに考えております。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> <p>長くなって申しわけございません。環境清掃審議会で皆様に審議いただく内容に関連する、主な計画の概要説明と報告をさせていただきました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>計画は、そもそも非常に広範に及ぶわけで、これ全部、網羅的にはできませんので、今日は、あくまで今日報告できるところについて、説明をいただいたわけ</p> |
|--------------------|---|

|         |  |
|---------|--|
| 副 会 長   | <p>です。</p> <p>とりあえず、今のご報告に対して、何かお気づきの点なり、質問でも結構ですけども、いかがですか。</p> <p>一応確認なのですが、環境基本計画の2ページにあるような、計画の位置づけというのをもう一度ちょっと説明していただけますでしょうか。</p> <p>「杉並区基本構想」とか、それから、総合計画、実行計画というものがある。それに従う形で、ベースにして「環境基本計画」があります。で、それに従う形で「一般廃棄物の処理基本計画」がある。ただ、何か最後のみどりの話だけは、最後のほうの話だけ聞くと、「杉並区実行計画」に基づいて、貴重木とか「みどりのベルトづくり」とかというのが行われているとなっているので、つまりその直接的な関連性というのはないようにも見えます。</p> <p>それから、みどりの関係でいくと、「環境基本計画」だと、緑と水のふれあいが多いと思う人の割合が75%というのを目標にしているのに対して、「みどりの基本計画」のほうでは、「公園や広場に満足している区民の割合を80%確保する」と、目標の整合性がとれていないというか、多分、実施時期というのですかね、策定時期が違うから違いがあるのは当然だと思うのですけれども、そのあたりの、計画っていろいろ出てきちゃうと、多分皆さん混乱をしているような気がするので、全体的な計画の位置づけですね。</p> <p>で、特に、多分みどりだけは若干ちょっと違うみたいなのがあるのであれば、ちょっと補足の説明をしていただきたいということです。お願いします。</p> |
| 環 境 課 長 | <p>そもそものところで、大変言葉が足らず申しわけございません。</p> <p>今副会長がおっしゃった2ページのところですけれども、「環境基本計画」につきましては、「環境基本条例」に基づいてつくっているものですが、そもそもは杉並区の基本構想、そして総合計画、実行計画に基づいています。その、総合計画、実行計画の中の環境分野にかかわる計画という位置づけです。</p> <p>そして、その大きな「環境基本計画」の中には、「エネルギービジョン」や、「一般廃棄物処理基本計画」を包含しているものもありますが、ただ、「一般廃棄物処理基本計画」につきましては、法律で定めるという意味がありまして、そのバランスが、その真下にあるのか、現状ですと下に従えるような矢印があります。ただ、一方では、非常に重要なこの「一般廃棄物処理基本計画」につきましては法律で定めるということになっています。</p> <p>みどりの関係については、みどり公園課長からご報告いたします。</p>   |

|         |  |
|---------|--|
| みどり公園課長 | <p>今回報告した数値でございますけれども、「みどりの基本計画」の上位にはやはり杉並区の基本構想がありまして、杉並区の総合計画と実行計画があり、その中で掲げる年度ごとの目標があります。それを今回あわせて、例えば「みどりのベルトづくり」には推進地区の指定や、貴重木でいうと50本を目指すよなどの報告をさせていただいたものです。</p>   |
| 副 会 長   | <p>杉並区の大きな基本構想がございます、その中で、みどりに関係する部分、みどりの分野での基本計画が「みどりの基本計画」となっていますので、その辺は最初のほうで説明できず、申しわけありませんでした。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全てが「環境基本計画」だけというものではなくて、実行計画を受けてつくっている計画というのものもあるし、それから、先ほどの廃棄物に関しては、法律上の関連性があるということなのですね。はい。全てが、上位とか下位とかという関係性があるわけではないということはわかりました。</p>  |
| 環 境 部 長 | <p>少し補足をさせていただきます。一番わかりやすいのは、環境基本計画の2ページに書かれてある表でいきますと、まず、区には「基本構想」という、区政全体の大きな構想で、これは「10年ビジョン」と言っているのですが、10年間の行政の考え方が示されたものです。その中に「総合計画（10年プラン）」と「実行計画（3年プログラム）」という計画があります。</p> <p>そして、「実行計画（3年プログラム）」と「総合計画（10年プラン）」については、これは、財政的なお金の面の裏づけがされた計画ということで、より具体的に、計画の内容が行政で実施できるよう、事業の量だとか金額だとかいうものが示されてつくられているものです。</p> <p>そうした計画の下に、それぞれ分野ごとの計画というものを区は持っております。環境分野であれば「環境基本計画」、みどりであれば「みどりの基本計画」というように、それぞれの所管に分かれている、行政の組織に分かれている中で計画がつくられています。</p> <p>ただ、それぞれの計画であっても、横串で、関連する部局があり、関連する施策があるので、「環境基本計画」の中には、当然、「みどりの基本計画」の事業も、考え方も取り入れられた形で計画が構成されているというものです。</p> <p>したがって、それぞれの分野ごとの計画というのは、計画であって、区の方向性をきちんと示したものではあるのですが、それを、その計画の中で、よりお金を使ってきちんと組み立てていくという中で、実行計画事業という形で計画事業</p> |

|       |   |
|-------|---|
| 副 会 長 | <p>として取り入れられたものが、お金の裏づけがついて、より具体的になっていくというものです。</p> <p>ただ、そうやってしまうと、全てが実行計画に載っていないとお金がついてやれないかという、そうではありません。それぞれの分野ごとの計画には、ルーチン的な日々取り組むような計画、これは実行計画には載っていないのですが、そういったものも含まれていますので、分野ごとの計画というのもそれぞれ重要な位置づけを意味しています。</p> <p>少し複雑ですので、特に、そういった意味で、「みどりの基本計画」と「環境基本計画」の位置づけがわかりづらかったということですので、次回までに、きちんとその辺の計画が体系的に目でわかるような形のものをお示ししたい、このように考えています。</p> <p>ありがとうございます。何か宿題みたいになってしまって、本当に申しわけないですけども、恐らく僕もよくわかっていないですし、多分、初めての方は、この辺の、「計画」という名前がいっぱいあると、行政計画って何だろうってわからないと思うので、そこは整理していただきたいと思います。</p> <p>それと、今、お答えいただく必要はないのですが、先ほど、「環境基本計画」と「一般廃棄物処理基本計画」でいきますと、平成25年から平成33年までの期間で、ちょうど真ん中の5年目に当たるのが平成29年度ですね。そのときに見直しが必要かどうかという判断自体は区のほうでしていただいて、必要であれば、それは恐らく諮問という形で審議会にお話が出てくるということは理解しているのですが、なぜその見直しが必要であるのかとか、「環境基本計画」であれば、例えば基本目標 I から V で目標というものがありますね。各ジャンルに分かれていますと思うのですが、そのどのジャンルの、こういったことが、例えば社会情勢が、例えば会長が前回お話しのようなCOPの話があったりとか、であるので、この部分を見直す必要があるんじゃないかとか、それで審議会ですら少し検討したほうがいいとか、それから、先ほどの、恐らく具体的に財政上できるかどうかというご判断がありますから、実行計画を、先ほどの環境課長のお話ですと、3年ごとにローリングとおっしゃっていましたっけ、見直しているのです、3年間の実行計画の見直しのタイミングで、この基本計画のほうも見直す必要があるのではないかと、そういった、理由というんですか、見直しが必要となりそうな根拠、理由みたいなものを提示していただくと、より、恐らく委員の皆さんは、なぜなのかというところですよ、じゃどうしようかというようなご意見が出て</p> |
|-------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| <p>会長</p>   | <p>くるのかなと思いますので、次回、恐らく「環境白書」が出て、PDCAのチェックの段階だと思うんですね、そのときにあわせてお話ししていただけると、非常に円滑に進むかなと思います。あくまで、どうしてもそうしてほしいというわけではないのですが、私はそう思ったところです。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>「環境基本計画」の、いわば構造分析をやってほしいという、何か学問的に、そういう感じがしました。</p> <p>次回、どういう関係性になっているのかというあたりをわかりやすく。多分そのときに、基本目標のⅣのほうも。今日も都市計画課長さんがいらっしゃるわけですけれども、基本目標Ⅳというのは、今度は逆に、都市計画審議会だとか、都市計画関係のところベースにあって、「環境基本計画」が全部を仕切っているわけではないものもありますよね。逆に、「環境基本計画」が全部仕切っている分野もあるわけですね。だから、その辺のところはわかりにくいと思いますので、その辺をぜひ聞かせていただきたい。</p> <p>ほか、いかがですか。</p>   |
| <p>F 委員</p> | <p>質問と意見です。</p> <p>まず、質問は、毎年、毎回見せていただいている、改めてなんですけど、これらの冊子というものの配布先というんですかね、利用されているシーンというのが、ちょっと具体的にぱっと浮かばなくて、子どもが持って帰って、そのままお母さんが流して捨てるというのはよくあるんですけども、そうじゃなくて、実際にどんな形で効果的に、PDCAサイクルを回されるのに使われているとか、そこら辺の何か真意について教えていただきたいと思います。</p> <p>それと、もう一つが、「杉並区の清掃事業」のこのパンフレットなんですけれども、私、すごくよくまとまって、とてもわかりやすいなって感動して読んでいたんですけども、一つだけ意見として、前回の改定の際に携わった者としての意見が、これですと、ごみ処理基本計画は1ページだけになるので、残念ながら、改定の際の、課題はこれがありますよねとか、では、それに対してこういうことが必要ですよと、かなり細かく議論を重ねたかと思うんですけども、それがちょっとこれだと見えてこないですね。</p> <p>もちろん、限られたページ数なので無理からんとは思いますが、もし何かのきっかけがあるのであれば、例えばこの「みどりの基本計画」のような形で、改定の視点があつてこういうふうになりましたみたいな、流れがわかるとい</p> |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>会 長</p>           | <p>うんですか、根底に流れているものが区民の方にも伝わるような情報発信というのがあると、すてきだなと思いました。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいですか。特に説明は要らないですか。いいですか。はい。</p>  |
| <p>ごみ減量対策課長</p>      | <p>計画の内容をまとめるということになれば、環境基本計画の概要版みたいな形に一般廃棄物処理基本計画も特化して、アピールしていくという方法があるかと思えます。</p> <p>「杉並区の清掃事業」は、区民の環境学習の場で、区の清掃事業がどのような形になっているのか、どんな取り組みをしているのかというのを、わかりやすく盛り込んで、作成しています。</p> <p>基本計画の位置づけだとか、こちらで審議された内容だとかに特化して、ということであれば、また別の形態でお知らせする方法もあるでしょうし、もう少し、この「清掃事業」という冊子の構成も工夫する余地はあるのではないかと思います。今後の改定など進めていく中で、参考にさせていただければと思います。</p>         |
| <p>会 長</p>           | <p>どういうところで使っているかというのはどうですか。もう少し、PDCAの観点から。</p>   |
| <p>ごみ減量対策課長</p>      | <p>例えば清掃協力事業というのは、「杉並区の清掃事業」11ページに書いてありまして、町会・自治会向けにいろいろな講演会とかをやっています。また、実際の分別の取り組みで指導をするときにも、こういったパンフレットを持っています。あとは、子どもたち向け、4年生向けのそういった冊子もありますけれども、普及・啓発ができる場があれば、このような資料を持ち込んで取り組んでいます。</p> <p>さらに、清掃事業説明をするときに区の一般廃棄物処理基本計画などを説明するのではなく、「杉並区の清掃事業」などで説明したほうが、説明しやすいというのがありますので、そういう場面で使っているという状況であります。</p> <p>環境清掃審議会のことも、12ページに載せてあります。</p> |
| <p>会 長<br/>N 委 員</p> | <p>ほか、いかがですか。</p> <p>すみません、「杉並区環境基本計画」というのがございまして、大きな冊子のほうなんですけれども、ちょっとこの11ページを見ていただきたいんですけども、ここにはグラフがいろいろと、二酸化炭素の量とか4つに分かれてグラフが</p>  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <p>環境課長</p>       | <p>出ておるんですけども。こちらのほうですね。今回のですね。それで、これにつきまして、みんな下に下がっているのに対して、一番下のこのデータの数字だけがちょっと上がってきているということのグラフになっているように見えるんですけども、これにつきましてちょっとお伺いします。</p> <p>大気汚染の関連は、常に観測をしております。今委員がおっしゃったように、この上から、二酸化硫黄、それから浮遊粒子状物質、一酸化炭素、これは、例えば車の環境汚染は非常に改善されているというところから、年々減少しています。ですが、光化学オキシダントにつきましては、一番わかりやすいところで、つい先ごろも注意報を発令しました「光化学スモッグ注意報」は、いまだに発令をせざるを得ないという気象状況になるところがあります。</p> <p>これにつきましては、環境に配慮する行動を私どもがとったり、事業者や区民がとったとしても、いかんせん気象状況などによってどうしても自然状況に関わる場所もありますので、これについてはクリアをしていない状況です。</p>   |
| <p>会長<br/>副会長</p> | <p>はい、どうぞ。今の点について。</p> <p>はい。一応、前職がそういう仕事をしてきたものですから。</p> <p>基本的に、これは環境基準で設定されているものです。環境基準というのは、望ましい水準という、濃度のことを示しています。</p> <p>上記の3つ、それ以外にも、二酸化窒素、窒素酸化物ですけども、一番最後にある光化学スモッグの原因の光化学オキシダントというものに関しては、実は全国的に、環境基準を達成する比率がものすごく低い物質です。</p> <p>過去には、実は杉並区がこの光化学スモッグ発祥の地と言われているほど有名なところなのですが、昔は、明らかに工場から出てきた窒素酸化物に光が当たって反応を起こしてこのオキシダントが出て、目がちかちかするとか、喉が痛くなる。それで、その当時から、区立の小学校、中学校では「光化学スモッグが発令されました」、区役所でも「発令されました」という報告はやっていると思います。</p> <p>一時期治まったのですが、最近になって、10年ぐらい前からまた少し濃度が高くなってきているという状況です。それは、学術的にもすごく難しく、役所とか、国の研究所などでも研究をしているところですが、はっきりとした原因というのは解明できていなくて、その都市域における窒素酸化物と、ここには書いてないですけども、炭化水素関係の濃度の関係性、それと、先ほどおっしゃった気象の影響によって濃度が増えるということがわかっている。</p> |

|            |   |
|------------|---|
| <p>会 長</p> | <p>もう一つは、2007年か2006年ぐらいだったと思いますが、中国からのオキシダントが流れます。非常に反応速度が速いにもかかわらず、日本まで影響しますというような報告が出てきました。一時は、中国のせいだ、中国のせいだと言っていたのですが、それだけではなくて、日本国内の都市域の問題と、それから「移流」と呼ばれる、流れてくるようなものの混ざり合った形での濃度の上昇という現象が起きています。</p> <p>ただ、昔とかなり違って、大気汚染の物質の濃度自体が大きく変化していて、大気環境が、10年、20年前とは異なるぐらい、きれいな状態になっています。PM2.5って話題になっていますが、このSPMというのがありますが、これも環境基準をクリアしていますけれども、粒子の直径がちょっと大きいものです。10マイクロメートル未満というくくりのものだと、環境基準は明らかに達成できている。しかし、PM2.5と言われる、もっと小さい、粒子の直径が2.5マイクロメートル以下のものだとクリアできないというような状況です。</p> <p>ものすごく空気がきれいになってきている状況の中、大気環境が変わっている中で、化学反応の仕方であったり、東京の中でもかなり工場が減ってきたりとか、先ほど言った外的な、中国とか、韓国とか、外国からの影響というものもあったり、そういった影響で、はっきりと原因は解明されていないのです。</p> <p>ただ、唯一だと思うのですけれども、この光化学オキシダントに関しては、一般的に言われる大気汚染物質の中でも、環境基準を達成できていない物質と言われております。これは、杉並区だけの話ではなくて、日本全国的なものです。</p> <p>なので、必ずしもここで、杉並区で何か悪いことが起きているとか、そういうわけではないです。むしろ、これを目標に設定されていますよね。これは非常に勇気があることだと思います。なぜなら、工場とか、それから、僕は川崎にいたんですけれども、産業道路という、工場に荷物をたくさん運ぶような道路が、必ずしもこの杉並区内にはないにもかかわらず、こういったものを目標に掲げたということは、それはそれですばらしい、チャレンジングなことだと思います。</p> <p>すみません、補足です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>これは、別に光化学オキシダントだけではないですけれども、大気汚染の場合には、「煙源」といいますか、煙の源があつて、そのすぐ脇で影響が出るものと、光化学オキシダントだとか酸性雨のように、出してから空気中で反応が起こって、場合によっては違う物質になって、移流反応をしてから、悪さをする物質に</p> |
|------------|---|

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>なって、それが落ちてくるというか、地表に影響を及ぼすというものもあります。特に、光化学だから、杉並区に何か原因があるからというよりも、東京湾全体の問題であつたりするわけです。</p> <p>だから、副会長が今、炭化水素と言いましたが、まさに石油化学系のいろいろな物質などがもろもろ影響している可能性もあるわけなので、国家レベルでこれは戦略を立てて退治をしない限りはなかなかできない。</p> <p>杉並区が言えるのは、あえて被害者の立場で言っているのです。「ひどいじゃないか」ということでしょうか。「ひどいぞ」と言っているわけですから、別にそんな勇氣でもないですよ。</p> <p>ほか、いかがですか。今みたいな質問は大変に本質を突くような話ですから。</p>  |
| H 委 員          | <p>私も初めてこの委員になりまして、具体的に、いつも区報等では、清掃の件とか、環境の件、みどりの件、多少目に触れておりましたけれども、今日はいろいろご説明いただきまして、私自身もこれから勉強しなきゃいけないかなと思っておりますけれども、特に、この概要版等でも、いわゆる基本計画ということでは、目標がよく書かれておりますし、具体的な取り組みもあります。</p> <p>当然、期間が10年間でしょうか、平成25年から平成33年度までということになっていまして、最後の7ページのところにPDCAでチェックするというふうにありますけれども、私も民間会社の出身ですけれども、通常こういう計画を出した場合は、当然、計画の目標、目的、それから具体的な取り組みがありますけれども、いわゆる日程というのが余らないんですけれども、これにつきましては、多分、行政ですので、予算が関係しているからかどうかわかりませんが、何か日程がもう少し、いわゆる10年間とか5年間ですと、目標値は、例えば区民1人当たりのごみ排出量は460gってありますけれども、現状幾つで、例えば来年とか、1年ごとに目標ができるのかどうかはわかりませんが、例えばこの平成25年から平成33年度までの間に、多少のマイルストーン的なものをつくるような、そういう日程が、いわゆるこの計画なり、ほかのところにも余らないんですけれども、これは、いわゆる行政のこういう計画の特徴なのかどうか。ちょっと私も勉強不足ですけれども、もし何かご説明いただければと思いますけれども。</p> |
| 会 長<br>環 境 課 長 | <p>いかがですか。はい。</p> <p>さまざまな事業に対する目標もさまざまあります。この計画で言うと、平成25年から平成33年という長い期間ですけれども、この目標を立てるときには、平成</p>   |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>33年にどこまで下げられるか。これは、東京都、国の環境に関する方針なども見ながら定めたところですが、今、おっしゃった眼目は、どういう進捗で、どのぐらいの達成率なのかというようなことだと思います。少し途中でご紹介いたしましたが、「環境白書」というのを年に1回発行しております。この中で、さまざまなデータを出しています。データが遅れてしかとれないものの中にはあります。エネルギー使用量というのは、杉並区単独で調査できるものではないので、それについては、特別区協議会というところがあります。そこがデータをとっていて、それを各自治体にフィードバックしているというものです。ですから、リアルタイムでは出てこないものもあります。リアルタイムで測れるものもあり、「環境白書」の中で、どのくらい杉並区として達成しているんだというのを示す機会というのを設けています。</p> <p>それは今後も丁寧に発信して、審議会場で提示をして、説明させていただき、また議論いただく予定です。改めて、区民への理解を進めるということも必要なかなと感じた次第です。ありがとうございます。</p> |
| H 委 員    | <p>これはいわゆるPDCAの「C」ですよね、いわゆるチェックという意味で。だから、当然チェックは、PDCAのサイクルに則れば必要なわけですがけれども、全体の計画を立てたときに、これは、今日の段階じゃないので、この計画を立てたのは平成25年度でしょうから、いわゆるこの計画としての大きなスケジュールというのは、だから、ないものだと。要するに、年1回の白書でチェックしていきますよと、そういうスタンスということで理解してよろしいんですか。</p>   |
| ごみ減量対策課長 | <p>清掃のほうの計画、平成26年度、平成29年度、平成33年度ということで、表示させていただいています。総合計画、実行計画のところでも、同じような形で表記させていただいております。</p> <p>この数値を出すのに、毎年、平成28年度、平成29年度、平成30年度という形でごみの減量が推移しているのかということは、所管では数値を出しております。ただ、皆さんに公表するときには、平成29年度、平成33年度というような表記をしています。</p>  |
| 会 長      | <p>計画は、10年ぐらいの計画期間であっても、5年ぐらい経つといろいろな状況、トレンドの変化が当初の想定と食い違って来たりします。すると、必ずしも10年間もたないで、途中で改定するということはよくあるわけです。それから「環境白書」によって毎年毎年少なくとも把握できるものについては、データ化して、情報を集約して、一種の評価を、その「環境白書」という形で、行政の目</p>   |

|  |  |
|--|--|
| M 委 員  | <p>で見た評価をすることになって、これは審議会での報告があります。</p>   |
|  | <p>ですから、民間企業のように、自分のところで全部コントロールできるようなものについては、非常にわかりやすいPDCAをやられると思うのですが、この「環境基本計画」を見たら、公務員が全部実施しますというものではないですよ。ごみの減量化を言うと、途端に、区民がどうするとかいう話になってきます。そうすると、企業でやられているPDCAのようにきっちりと完璧に、寸分狂いなく進行管理するというのはなかなかできにくいのです。ここが難しいところで、ぜひ、ご経験を生かして、審議会でどうやってそれを議論していったらいいか、お知恵を拝借したいと思います。</p> |
|  | <p>特に、今回は多分、「環境白書」が取りまとめられた直後にやるはずですが。だから、次回を一つの試金石として、ぜひ議論に加わっていただけたらいいなと思います。</p>  |
|  | <p>ほか何か、いかがですか。</p>  |
|  | <p>ごみ収集のことなんですけれども、他区、他市町村では一般家庭の有料回収をやっていますけれども、杉並区はその辺のところはどんなふうにお考えになっているのか、5年、10年の間のスパンでの考え方をちょっと伺いたいというのと、あと、今年緑のカーテン、区役所前のがなくなってしまったんですけれども、やっていないというのは、今年はやらなくなりましたということだけは伺ったんですけれども、どうしてなのか。それにしても、区民に対しては「緑のカーテンやりましょう」と言っているわけなんですけれども、その辺の理由ですね。</p>                   |
| <p>それから、震災救援所への太陽光発電機及び蓄電池の導入ですけれども、65カ所中、予定として34施設というのは、これはもう既についているところが幾つかあるのかどうか。なければ、どうして34施設なのか。建てかえをする杉一小みなどいところだったら、これからつける必要はないので予定に入らないのはわかるんですけれども、その辺のちょっと、理由がわかったら、この34という施設の数字の意味が私にもよくわかるような気がしますので、その辺のお話をさせていただけたらと思います。</p> |  |
| <p>あと、区立施設への次世代自動車を活用したクリーンエネルギーの利用促進、これは、区立施設1カ所というのは、どちらなのかがわかればうれしいなと思いました。</p>   |  |
| <p>あと、「<sup>マスター</sup>分別達人への道」というのは、申し込み受付期間が6月30日までと書いてあるんですけれども、まだ受け付けていますって今聞こえたような気がする</p>   |  |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>会 長</p>               | <p>んですけれども、その辺のところをちょっと教えていただけたらと思います。</p> <p>いろいろ伺いましたが、よろしく願いいたします。</p> <p>お願いします。</p>   |
| <p>ごみ減量対策課長</p>          | <p>まず、有料化については、計画の本編のほうでも触れているところです。平成25年から平成33年の前の計画では、そういったことも想定して、目標値とか、ごみの減量の数値を出していました。しかし、今回の策定に当たっては、課題整理をいろいろしなければならぬと。23区でまだ、やっているところがないという状況もありますので、そういったことも含めて、慎重に取り扱わなければならないということで、今の計画の中でも、家庭ごみの有料化に頼らないごみ減量の施策を推進していくということをうたっております。</p> <p>次回の改定についても、これは慎重に議論しなければならない問題だと考えておりますので、今の時点で、有料化するか、しないかというようなところは、申し上げられないような状況です。</p> <p>それと、この「分別<sup>マスター</sup>達人への道」はもう締め切っております。今、事業が進行中で、申し込みを受け付けをして、はかりを送るなど、取り組みを行うための準備をしているという意味で申し上げました。</p> <p>今まだ定員に達していないので、個別にお願いしているところがありますけれども、事業自体は、6月30日で一旦申し込みを締め切っているという状況です。今現在、100名のうち、80名ちょっとの申し込みがあるという状況になっております。</p> |
| <p>M 委 員</p>             | <p>小学校に行ったりすることがあるんですけれども、夏休みが始まりますので、もう無理かなとは思ってますけれども、声かけは、まだしても大丈夫と。</p>  |
| <p>ごみ減量対策課長</p>          | <p>まだ若干余裕がありますので、直接言っていただければ。こちらからまた、取り組んでいただくような形をとっていければと思いますので、ご相談いただければと思います。</p>  |
| <p>M 委 員<br/>環 境 課 長</p> | <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>太陽光発電のことですが、この34施設というのは、学校、改築校ではなく、まだ現在、改築をしていない既存校、そこに太陽光パネルを設置すると。</p> <p>つまり、逆に申しますと、改築する場合には、必ず太陽光パネルを設置し、先ほど杉一小の改築の話を委員が少しおっしゃいましたが、必ず太陽光パネルと、それから蓄電池をセットで整備して、通常はその電力も使いつつ、さらに、震災救援所になったとき、停電したときには蓄電池で賄えるという仕組みですが、そ</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 環境部長 | <p>これは、改築する場合には必ず設置いたします。</p> <p>既存校については、これを設置するにあたって制約があります。太陽光パネルを建物の上に設置いたしますので、建物の耐力、当然、耐震化は全部済んでおりますけれども、例えば設置場所がどうしてもとれないとか、屋上には緑が設置してある学校も幾つかありますので、どうしても設置できない場所も中にはあります。その中で取捨選択をした結果、調査した結果、既存校の中で34セットつけられるというのを計画事業として載せたものです。34というのは、既存校に設置をするということです。</p> <p>一部、先行して改築をした学校で、早目に改築をしたので、太陽光パネルはつけていたのですが、蓄電池がついていないというところもあり、この中には蓄電池を後から設置する、それでワンセットにするというようなものも含んでいます。</p> <p>それから、電気自動車充電設備の設置場所ですけれども、どこに設置するかというのは、今調査中です。区立施設であることは間違いありませんけれども、場所とか、設置条件とか、さまざまクリアしなければいけないところがありますので、まだ決まっておりません。申しわけありません。</p> <p>環境部長です。緑のカーテンのことですが、東棟の高さで、5階ぐらいまでのかなり大きなものが設置されておりました。これは世界的にも一番大きいくらいのもので、海外のメディアも取材に来たこともあり、環境行政の、非常に象徴的なものだということで大切にしてきたところです。</p> <p>区では、それ以外にも、学校とか、区民の方にも呼びかけて緑のカーテンを設置しているところですが、区役所の巨大なものにつきましては、毎年台風シーズンになると、はらはら、どきどきの連続です。というのは、ヘチマだとかそういった実がかなり高い位置にあり、あそこは青梅街道に面しているので、歩行者もたくさん通るところです。台風がいつのタイミングで接近するか、いつ、外すのか、外さないのか、台風が直撃した場合、なっているものが落ちたり、カーテンが道路上に落ちて交通を遮断したり、という危険性もあるものでした。</p> <p>非常に苦渋の決断なのですが、そういった安全面を考慮してとりやめたというところです。緑のカーテン、象徴的なもので非常に、区民の方からも続けてほしいという声があったのですが、そうした観点からやむなく。</p> <p>もっと詳しく言うと、とび師を使って取りつけてありますので、外すとすると半日がかかりで、10人以上の建築会社のとび師を急遽かき集めてこないといけない</p> |
|------|---|

|                |   |
|----------------|---|
| <p>会 長</p>     | <p>ものでした。そういった、外すタイミングの時間的な制約、安全面、台風の来るタイミング、そういったことで断念したところです。</p> <p>さまざまな点で、まだ質問はあるかと思いますが、そろそろ時間ですので。</p>   |
| <p>K 委 員</p>   | <p>ごめんなさい、私、初めてなので、皆さんのお話をお聞きしています。一つだけお願いがありまして、正月とか、お盆とか、お彼岸とかには、この会議は極めてよくない。今日はお彼岸の入りでございます。ちょっと、そういう開催の時期を考えていただきたいのが一つ。</p> <p>それから、もう一つお願いできれば、会議はやはり、ある程度時間を決めていただいてしていただかないといけないかなとは思っています。よろしく願いいたします。</p>  |
| <p>会 長</p>     | <p>ということで、今終えようと思っていたところなので、すみませんでした。</p> <p>今日は、いろいろとまだご質問等あると思いますけれども、次回、「環境基本計画」の進捗という観点で、特に白書がまとめられますので、それをベースに、さらに進捗状況を点検していきたいと思います。</p> <p>事務局のほうで何かございますか。</p>  |
| <p>環 境 課 長</p> | <p>長くなって申しわけございません。本日はありがとうございました。</p> <p>今、会長からもございましたが、次回の審議会では、「環境基本計画」の進捗状況をまとめた「環境白書」を報告させていただく予定です。</p> <p>開催期日は、12月の開催を予定しておりますけれども、今、K委員がおっしゃったことも十分加味いたしまして、調整をさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、お手元の厚いファイルですが、これはお持ち帰りにならずとも、そのまま置いておいてください。お持ち帰りになって勉強したいという場合には、お持ち帰りになっても結構ですが、次回またお席にご用意させていただきます。</p> <p>私からは以上です。</p> |
| <p>会 長</p>     | <p>それでは、本日の審議会は以上とさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>   |